

検査案内 ※当検査センター『総合検査案内'10』108 ページに掲載

薬物分析検査

特定薬剤治療管理料

薬 剤 名	検 査 項 目	特定薬剤治療管理料 (同一患者月1回)		加算点 (初回月)	備 考
		1~3ヵ月	4ヵ月以降		
ジギタリス製剤 (心疾患)	ジゴキシン,ジギトキシン			235点	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合所定点数(470点)にかかわらず、1回に限り740点を算定する。
テオフィリン (気管支喘息,喘息性(様)気管支炎,慢性気管支炎,肺気腫または未熟児無呼吸発作)	テオフィリン				
不整脈用剤 (不整脈)	プロカインアミド,N-アセチルプロカインアミド,ジソピラミド,キニジン,アプリンジン,リトカイン,塩酸ビルジカイニド,プロパフェノン,メキシレチン,フレカイニド,コハク酸シベンソリン,ビルメノール,アミオダロン				
抗てんかん剤 (てんかん患者)	フェノバルビタール,プリミドン,フェントイン,遊離フェントイン,カルバマゼピン,遊離カルバマゼピン,エトサクシミド,バルプロ酸,遊離バルプロ酸,トリメタジオン,クロナゼパム,ニトラゼパム,ジアゼパム,ソニサミド,アセタゾールアミド,クロバザム, ガバベンチン			280点 (薬剤の投与を行った初回月のみ加算)	てんかん患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づいて個々の投与量を精密に管理した場合には、当該月においては、2回に限り所定点数を算定できる。てんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数(470点)にかかわらず、1回に限り740点を算定する。
アミノ配糖体抗生物質 (入院中)	ゲンタマイシン,トブラマイシン,アミカシン,アルベカシン			235点	
グリコペプチド系抗生物質 (入院中)	バンコマイシン,テイコブラニン			235点	
免疫抑制剤 (臓器移植後)	シクロスポリン,タクロリムス			470点	
免疫抑制剤 (重症の再生不良性貧血,赤芽球病(パーチェット病) (尋常性乾癬,膿疱性乾癬,乾癬性紅皮症,関節症性乾癬) (全身型重症筋無力症) (ネフローゼ症候群)	シクロスポリン			470点	2740点 (臓器移植を行った日の属する月を基め3月に限り加算)
ハロペリドール製剤 (統合失調症)	ハロペリドール			235点	
プロムペリドール製剤 (統合失調症)	プロムペリドール			235点	
リチウム製剤 (躁うつ病)	炭酸リチウム			470点	280点 (薬剤の投与を行った初回月のみ加算)
バルプロ酸ナトリウム (躁うつ病または躁病)	バルプロ酸,遊離バルプロ酸			470点	
カルバマゼピン (躁うつ病または躁病)	カルバマゼピン,遊離カルバマゼピン			235点	
サリチル酸系製剤 (若年性関節リウマチ,リウマチ熱,慢性関節リウマチ)	サリチル酸 (アスピリン)			235点	
メトトレキサート (悪性腫瘍)	メトトレキサート			470点	
免疫抑制剤 (全身型重症筋無力症) (関節リウマチ) (ループス腎炎)	タクロリムス			235点	
トリアゾール系抗真菌剤 [入院中] (重症または難治性真菌感染症)	ポリコナゾール			235点	